



マイナンバー制度に関するお知らせ

荒川区マイナンバーコールセンターが無料になりました

☎ 0120(01)1712

※午前8時30分～午後8時
※12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く

マイナンバー詐欺にご注意を

[問合せ]生活安全課 ☎内線494

全国各地で、マイナンバー制度を口実にした不審な電話が相次いでおり、被害も出ています。マイナンバーの通知に関して、区や国等が電話でお金を請求したり、マイナンバー等の個人情報を知りたがることはありません。十分注意してください。

マイナンバー通知カードは届きましたか

[問合せ] マイナンバーコールセンター ☎0120(01)1712

11月から、マイナンバーをお知らせする「通知カード」を簡易書留で送付しています。まだ手元に届いていない方は、次の対応をお願いします。

◆郵便局から不在連絡票を受け取った方

▶郵便局から「不在連絡票」が届き、保管期間（7日間）以内の方…郵便局に再配達を依頼するか、郵便局で受け取ってください

▶郵便局から「不在連絡票」が届き、郵便局での保管期間を過ぎてしまった方…区に返戻されます。保管期限から10日後以降に、公的機関が発行する本人確認書類*と不在連絡票を持参し、通知カード受取窓口（セントラル荒川ビル6階）で受け取ってください

※通知カード受取窓口受付時間（月）～（金）午前9時～午後5時（祝、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く）

◆郵便局から発送されておらず、雇用者等から法令に基づきマイナンバーの提示を求められている方

マイナンバーを記載した「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を、区役所1階戸籍住民課・各区民事務所窓口で無料交付します。公的機関が発行する本人確認書類*を持参し、窓口で申請してください。

無料交付する住民票等は、法令に基づく個人番号の利用手続き以外の用途には使用できません。

* 公的機関が発行する本人確認書類

- ▶運転免許証・パスポート等の顔写真付きの書類……………1点持参
- ▶健康保険証・年金手帳等の顔写真が付いていない書類……………2点持参

事業者(個人事業主を含む)はマイナンバー導入の準備をしてください

[問合せ] 総務企画課 ☎内線2113

平成28年1月以降、源泉徴収票の作成手続きや健康保険・雇用保険の手続き等で、従業員等のマイナンバーの記載が必要になります。

平成28年1月の制度開始後、マイナンバーを早期に取得する必要があるものとして、次の事例等があります。ご注意ください。

- ▶年始に雇う短期アルバイトへの報酬
- ▶講演・原稿作成等での外部有識者への報酬
- ▶従業員等の新規採用、退職

従業員等のマイナンバーの取得・管理に当たっては、マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐため、事業者が最低限守るべき事項を示した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参照し、事業内容や規模に合わせ、適切な対策を講じてください。

ガイドラインは、下記の特定個人情報保護委員会ホームページからダウンロードできます。

※従業員の数が100人以下の中小規模事業者の特例的な対応方法が、ガイドラインに示されています。ご確認ください

全ての事業者に必要な準備

- ①マイナンバーを扱う担当者を決める
- ②マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元を確認する
- ③マイナンバーが記載された書類は、鍵がかかる棚や引き出しに保管する
- ④ウイルス対策ソフトを最新版にする等、セキュリティ対策を行う
- ⑤退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄する
- ⑥従業員にマイナンバー制度周知のための研修・勉強会を行う

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

（月）～（金） 午前9時30分～午後10時 （土）・（日）・（祝） 午前9時30分～午後5時30分

※12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く

事業者向け「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」ホームページアドレス

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy>

平成27年度臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金等の申請受付は平成28年1月4日(月)まで

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金等の対象と思われる方に、申請書を9月上旬以降、順次送付しました。

申請期限を過ぎると、給付金を受け取れなくなります。申請書に必要な事項を記入し、郵送・持参で申請してください。

申請 問合せ 〒116-0002荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル3階
(荒川消防署隣) 荒川区臨時給付金窓口

☎0570(057)035

※午前8時30分～午後5時15分

※(土)・(日)・(祝)、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く

区民住宅・都民住宅（東京都施行型）の入居者を募集

中堅所得者向けの住宅で、都営住宅とは所得基準が異なります。各住宅の申し込みには要件があります。詳細は、各募集要項をご覧ください。

◆区民住宅

区民住宅	所在地	規模	開設年	使用料(月額)
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2	22階建て124戸	平成10年	11万1600円～14万2900円
町屋八丁目住宅	町屋8-5-16	5階建て40戸		11万9600円～14万3100円
東日暮里六丁目住宅	東日暮里6-7-12	5階建て24戸	平成9年	11万7700円～18万3100円

※ほかにも共益費として月額1万円

申込方法 施設管理課で配布する申込用紙に必要事項を記入し、持参してください

申込み・問合せ 施設管理課（区役所北庁舎2階） ☎内線2824

◆都民住宅(東京都施行型)

募集戸数 20団地(129戸) ※抽選

応募用紙配布場所 区役所1階総合案内・区役所北庁舎2階施設管理課・各区民事務所

締切り 12月9日(水) 申込み 問合せ JKK都営住宅募集センター ☎(3498)8894 ※(土)・(日)を除く

住まいとまちづくりの総合相談窓口

◆まちづくりサポーター派遣

住宅等の建て替え、増改修工事について、現地で相談が必要な場合、区内の専門業者を派遣します。

◆コンサルタント派遣

区民によるまちづくり活動の支援や、分譲マンションの維持管理（大規模修繕、管理組合の運営方法等）について、コンサルタント（建築士、マンション管理士等）を派遣します。

◆不接道敷地での建て替え相談(近隣まちづくり推進制度)

敷地が道路に接していないために個人で建て替えられない建物を、近隣と協力して建て替え計画を作成する制度の活用について、相談を受け付けます。

専門相談

建て替えや増改修、耐震診断、耐震補強工事、工事に伴う税金等について建築士や税理士が相談を受け付けます。予約のうえ、お越しください。

期 日 平成28年1月12日、3月1日(火) 時 間 午後1時～4時

場 所 防災街づくり推進課会議室（区役所北庁舎2階）

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2825

防災について考える「防災・減災まちづくりフォーラム」

講師の被災体験に基づいた、被災時の実践的な行動や提案等の講演と、防災まちづくりに関するパネル展示を行います。

日 時 12月6日(日)午後2時30分～4時45分(受け付けは、午後2時から)

会 場 町屋文化センター1階多目的ホール

定 員 100人(当日の先着順) 費 用 無料

講 師 宮城県仙台市泉区市名坂東町内会会長・草貴子氏

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2829